

○警察庁庁内管理規

程 [昭40.10.20
警庁訓12]

施行 昭40.10.20

(目的)

第1条 この訓令は、警察庁の庁舎（霞ヶ関合同庁舎第2号館のうち警察庁が使用する部分および警察庁国有財産管理部局長が管理する庁舎（敷地および付属設備を含む。）をいう。以下同じ。）における秩序の維持および災害の防止（以下「庁内管理」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庁内管理者等)

第2条 庁内管理に関する事務を処理させるため、庁内管理者を置き、霞ヶ関合同庁舎第2号館のうち警察庁が使用する部分については、長官官房会計課長（以下「会計課長」という。）を、その他の庁舎については会計課長の指定する者をもってこれにあてる。

2 庁内管理者は、職員のうちから補助者を指定し、その職務を補助させることができる。

3 警察庁の守衛は、庁内管理者の指揮を受け、庁内管理に関する事務に従事するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、庁内管理のため、特に必要がある場合には、所要の職員をもって特別の部隊を編成し、必要な庁内管理にあたらせるものとする。

(庁舎の公務外利用等の許可)

第3条 庁内管理者は、庁内管理に支障がない場合に限り、庁舎の公務外利用、庁舎における物品の販売または広告物の掲示その他これらに類する行為をしようとする者に対し、必要な条件を付してこれらの行為を許可するこ

とができる。

(立入禁止等)

第4条 庁内管理者は、庁内管理に支障があると認める場合は、庁舎への人の出入および物件の搬出入を禁止または制限するものとする。

(中止命令等)

第5条 庁内管理者、補助者、守衛および第2条第4項の部隊の隊員（以下「庁内管理者等」という。）は、第3条の許可を受けるべき行為を同条の許可を受けないで行なつた者、同条の許可に付された条件に違反した者、前条の禁止または制限に違反した者その他庁内管理に支障がある行為をした者に対し、その行為の中止、庁舎からの退去、関係物件の撤去もしくは搬出を命じ、その行為を中止させ、もしくはその者を庁舎から退去させ、または関係物件を撤去もしくは搬出するものとする。

(予防措置)

第6条 庁内管理者は、補助者または守衛に命じて定時および随時に庁舎を巡視させ、火災、盗難その他の災害の発生の防止に努めなければならない。

2 庁内管理者は、室ごとに火気取扱責任者を定め、火災の原因となるような設備および器具を管理させるものとする。

3 庁内管理者等は、庁内管理のため必要があると認める場合は、庁舎に立ち入ろうとする者または庁舎にある者に対して質問その他所要の措置をとるものとする。

(関係機関との連絡等)

第7条 庁内管理者は、関係機関との協力、連絡等を密にし、庁内管理の万全を期さなければならない。

附 則

この訓令は、昭和40年10月20日から施行する。